

測定方法	※1	※2	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第3版）（平成29年4月）に準拠								
			紙くず 木くず 繊維くず	廃プラスチック類		金属くず		コンクリートくず	汚泥	廃活性炭	塗膜くず
平滑面なし (手袋・防護服 等)	平滑面あり (バケツ・容器等)	平滑面あり (ドラム缶・鉄板 等)		平滑面なし (スパナ・ドライバー 等)							
試験方法	-	-	含有量試験	表面拭き取り試験	表面抽出試験	含有量試験	含有量試験	含有量試験	含有量試験	含有量試験	
採取試料	-	-	100g程度（※3）	表面の2ヶ所以上 100cm ² 以上	1kg程度（※3）	100g程度（※3）	100g程度（※3）	100g程度（※3）	100g程度（※3）	数10g程度（※4）	
試料前処理	-	-	粉碎・細断（2～10mm）	-	細断	混合	混合	混合	混合	粉碎・細断	
試験試料	-	-	5～10g	表面の2ヶ所以上 100cm ² 以上	50g	5～10g	10g	2～5g	5～10g		
抽出	-	ヘキサン抽出 2回以上	超音波抽出（ヘキサン） 2回以上	超音波抽出（ヘキサン） 2回以上	超音波抽出（ヘキサン） 2回以上 ↓ ヘキサン抽出油量確認 （100mg以上）	リックスレ-抽出 アイトン：3時間 ↓ リックスレ-抽出 トルエン：16時間 （振とう抽出） ↓ 混合	リックスレ-抽出 トルエン：16時間	超音波抽出 （ジクロロメタン）2回	超音波抽出 （アセトン又はジクロロメタン）2回		
前処理測定	希釈 ↓ 加熱多層 シリカゲルカラム ↓ アルミナカラム ↓ GC/ECD				脱水・濃縮 ↓ 加熱多層 シリカゲルカラム ↓ アルミナカラム ↓ GC/ECD						

※1：「厚生省告示第192号 別表二」及び「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定 マニュアル（第3版）」に準拠。

※2：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境庁告示 第13号）」に準拠。

※3：試料をJIS K0060-1992（産業廃棄物のサンプリング方法）に準じてサンプリングを実施する。

※4：試料をJIS K0060-1992（産業廃棄物のサンプリング方法）に準拠しつつ、保管状態も踏まえて一定のルールに従って適切に採取する。

■測定結果の取り扱い

本試験に関しては、廃棄物処理法施行規則第1条の2に従った取り扱いが必要で、「PCBが検出されないこと（厚生省告示192号で不検出）」がPCB廃棄物（特別管理廃棄物）に該当しない要件です。

下限を超過し定量値として報告した試料は、PCB廃棄物（特別管理廃棄物）に該当するため、分析の際は、下限設定が重要な意味を持ちます。また、低濃度PCB含有廃棄物としての上限は5000ppmですので、

それを超過する試料については、日本環境安全事業（株）での処理が必要となります。

廃棄物の種類	試験方法	試験項目	定量下限値	判定
紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（合成樹脂くず、合成ゴムくず等）	含有量試験	PCB濃度	50mg/kg以下	5,000mg/kg以下
廃活性炭	含有量試験	PCB濃度	50mg/kg以下	5,000mg/kg以下
汚泥	含有量試験	PCB濃度	50mg/kg以下	5,000mg/kg以下
廃プラスチック類	表面拭き取り試験（注1）	PCB濃度	0.01mg/100cm ² 以下	1mg/100cm ² 以下（注4）
金属くず	表面拭き取り試験（注1）	PCB濃度	0.01mg/100cm ² 以下	1mg/100cm ² 以下
金属くず	表面抽出試験（注2）	PCB濃度	50mg/kg以下	5,000mg/kg以下（注5）
		n-ヘキサン抽出物質	0.5mg	
コンクリートくず	表面抽出試験	PCB濃度	50mg/kg以下	5,000mg/kg以下（注5）
		n-ヘキサン抽出物質	0.5mg	
塗膜くず	含有量試験	PCB濃度	50mg/kg以下	5,000mg/kg以下
廃感圧紙	含有量試験	PCB濃度	50mg/kg以下	5,000mg/kg以下

注1. 所定の面積の平滑面がある場合。

注2. 所定の面積の平滑面がない場合。

注3. 付着物量が100mg以上となるよう試料の採取量を調整する。

注4. 廃プラスチック類への付着量が1mg/100cm²を超える場合は、廃プラスチック類の含有量測定法に従って再分析すること。

注5. n-ヘキサン抽出物質の測定方法で求めた付着物量当たりのPCB濃度を算出する。